

消防局職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定により、本日付で次のとおり職員の処分を行いました。

1 被処分者及び処分内容

事案	所属	職名	年齢	処分内容
1	港北消防署	消防吏員	40代	免職
2	南消防署	消防吏員	30代	戒告

2 事案の概要

(1) 事案1

被処分者は、令和元年度から令和4年度にかけて、出退勤や休暇等を管理するシステムを操作し、定められた年次休暇日数を改ざんして増加させ、合計24日5時間の年次休暇を不正取得するとともに、約222万円の給与を不正に受給しました。

(2) 事案2

被処分者は、令和5年8月24日(木)、職場の懇親会において、後輩職員に対して不適切な言動のほか、髪の毛をつかむ、顔を叩くなどの精神的・身体的な苦痛を与えるパワー・ハラスメントを行いました。

3 管理監督者処分

事案1	部長級1名、課長級1名【訓戒】、課長級1名【厳重注意】
事案2	課長級1名【訓戒】、係長級1名【厳重注意】

4 ひらなか たかし
平中 隆 消防局長のコメント

当局職員の不祥事により市民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。いずれの事案も公務員としてあってはならない行為であり、職員一人ひとりの服務規律の確保と不祥事の再発防止に全力で取り組み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

お問合せ先

消防局人事課人材育成・監察担当課長 長谷川 徹 Tel 045-334-6547